

社会福祉法人ナオミの会評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ナオミの会の定款第8条、第10条第2号及び第21条に基づく評議員及び役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項による理事及び監事をいう。
- (3) 常任理事とは、理事の内、定款第15条第3項による者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等への出席の都度、別表1に基づき支給する。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表2に基づき支給する。ただし、理事長及びナオミの会に勤務する職員を除く。

3 理事長、常任理事（ナオミの会に勤務する職員を除く。）及び監事に対しては、前項の規定にかかわらず、別表3に基づき月額報酬等を支給する。

(特命業務の報酬)

第4条 評議員及び役員（理事長及びナオミの会に勤務する職員を除く。）が、法人の特命業務に従事した場合には、日額として、従事の都度、別表1又は別表2に基づき報酬等を支給する。

(報酬支払方法)

第5条 第3条及び前条に規定する日額の報酬等は、現金をもって支給する。

2 第3条第3項に規定する月額報酬等は、6月と12月の年2回に分けて支給し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第6条 評議員及び役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規定に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(雑則)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

別表1 評議員の報酬（第3条第1項関係）

役職	報酬日額
評議員	12,000 円

* 報酬額は源泉所得税を除いた金額を表示

別表2 役員の報酬（第3条第2項関係）

役職	報酬日額
理事	12,000 円
監事	12,000 円 15,000 円(監事監査指導の場合)

* 報酬額は源泉所得税を除いた金額を表示

別表3 理事長、常任理事及び監事の報酬（第3条第3項関係）

役職	報酬（月額）	年間総額
理事長	100,000 円	1,200,000 円
常任理事	7,000 円	84,000 円
監事	8,000 円	96,000 円

* 報酬額は源泉所得税を除いた金額を表示

* 退任した場合は、退任時に支給する。

付則1 この規程は2019（平成31）年4月1日から適用する。

この一部改正は2020（令和2）年6月1日から適用する。

付則2 「社会福祉法人ナオミの会評議員選任・解任委員会の設置及び評議員選任・解任委員会手続規程」第23条第2項を、次のように改める。「委員の報酬額は、社会福祉法人ナオミの会評議員及び役員等報酬規程第3条第2項の規定を準用し、評議員選任・解任委員会に出席の都度、日額の報酬を支給する。」

付則3 「社会福祉法人ナオミの会利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要項」第3(3)⑤を次のように改める。「第三者委員の報酬は無報酬とする。ただし、社会福祉法人ナオミの会評議員及び役員等報酬規程第3条第2項を準用し、第三者委員会又は第三者委員懇談会等へ出席の都度、日額の報酬を支給する。」